## 食品安全課業務委託等入札参加者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品安全課が行う業務委託及び物品購入等(以下「業務委託等」という。) のうち、埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超える業務委託等の入札・契約事務の適正 な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業務委託等の入札・契約事務の適正な執行のため、食品安全課に食品安全課業務委託等入 札参加者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(審議事項)

- 第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1)業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
  - (2) 業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
  - (3)業務委託等の随意契約(埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超え随意契約とする ものに限る。)の見積書徴収及び企画提案の公募条件に関すること。
  - (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項
- 2 前項第1号から第3号に規定されたものであっても、埼玉県財務規則別表第2の「決裁区分」 欄の部長の欄に記載された金額を超える事案は、別に保健医療部に設けられる入札参加者選定委 員会において審査する。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者 をこれに充てる。
- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。
- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。 ただし、委員会を開催する時間的余裕がない場合には、委員全員の回議により審査することができる。
- 3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は 意見を聴くことができる。

(内申等)

- 第7条 第3条第1項各号に規定する事項の提案(以下「内申等」という。)は、その業務委託等 を所管する委員(以下「内申者」という。)が次の各号の中からその内申等に必要な資料により 行うものとする。
  - (1) 一般競争入札の公告文(案)
  - (2) 指名する業者(案)

- (3) 入札参加者等の選定理由やその過程を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第8条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、食品安全課長が決定する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会 の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後(契約の相手方の決定後)に議事録の提供を希望する者に対し、内申等を行った課所において情報提供(閲覧)を行うものとする。

なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

- 2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間と する。
- 3 第7条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。
- 4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、総務・安全推進担当が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、食品安全課長が定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 食品安全課契約業者選定委員会要領は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

1 この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。 附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

	委員の職名
委員長	課長
副委員長	副課長
委 員	総務・安全推進担当 主たる経理員
委 員	食品保健・監視担当主幹
委 員	特別監視担当主幹
委 員	その他委員長が必要と認めた者